

令和6（2024）年5月31日開催

令和6年度

柏崎市農業委員会 第25期 第12回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会第 1 2 回総会 議事録

- 1 日 時 令和 5 年 5 月 3 1 日 (金)
- 2 場 所 市役所 1 階 多目的室
- 3 議 案 議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
議第 2 号 農地法第 3 条の許可を要する農地の買受適格証明願について
議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について
議第 4 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
報第 1 号 農用地利用集積等促進計画 (移転) 参考資料について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午前 1 0 時

山崎事務局長

ただ今から第 12 回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第 2 条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第 4 条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は 19 人であります。欠席報告 2 人。現在の出席委員数は 17 人で過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席は 22 人であります。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

それでは、3 番 安野 検一委員、16 番 灰野 善栄委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」、申請番号 3 が、農業委員 ○○ ○○委員に関する案件ですので、他の案件と分けて審議します。

では、申請番号 1 及び 2 の案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 及び 2 について、御説明いたします。

申請番号 1 加納地内、5 筆、田及び畑、計 1,866 m²。自作地の売買。経営の見直し。○ ○○円です。

申請番号 2 加納地内、10 筆、田及び畑、計 4,957.91 m²。自作地の売買。経営規模拡大。○ ○○円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 及び 2 について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 及び 2 の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 1 号の申請番号 1 及び 2 の案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、議第 1 号 申請番号 3 の案件の審議を行います。当該案件は、○○委員に関す

る案件ですので、〇〇委員の退席を求めます。

— 〇〇委員退席 —

議長

では、事務局の説明を求めます。

吉田主事

議第 1 号の申請番号 3 について御説明いたします。

申請番号 3 藤橋地内、田、6,038 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 3 について、審査の結果、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 3 の案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 1 号の申請番号 3 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

— 〇〇委員入室 —

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 3 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、議第 1 号 申請番号 4 から 12 までの案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

引き続き、議案書 1 ページを御覧ください。申請番号 4 から 12 について御説明いたします。

申請番号 4 藤橋地内、田、2,263 m²。自作地の売買。新規就農。〇〇〇万円です。

本件につきましては、20 a を超える新規の農地取得ですが、譲受人はこれまで市内の農

業者のもとで15年間農作業に従事してきております。農機具についてもその農家の方から、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機を借りる予定であり、順次購入していくとのことです。

申請番号5 上田尻地内、5筆、田及び畑、計2,193㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号6 笠島地内、畑、145㎡。自作地の売買。新規就農。〇〇〇円です。

譲受人につきましては、住所が市外となっておりますが、年内に申請地の近隣に住宅を建てる予定です。学生の頃に市内に住む祖母のもとで4年間畑作業に従事した経験があり、農地取得後も指導を受けながら、じゃがいも、ししとう、さつまいもの栽培を行ってきたいとのことです。

申請番号7 安田地内、4筆、田、計3,282㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号8 安田地内、2筆、田、計984㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号9につきましては、確認事項があるため、次回以降の総会にて審議させていただきます。

申請番号10 安田地内、田、409㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号11 安田地内、畑、119㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号12 安田地内、畑、36㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号4から8、10から12について、審査の結果、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 議長との声あり －

No.3 安野 検一農業委員

柏崎市に新規就農者が増えることは、大変良いことだと思うのですが、申請番号4及び6に関して伺います。申請番号4については、今まで専業農家の下にいたとのことですが、申請番号6の方も専業で農業をするのでしょうか。新規就農で、続かないと意味がないのです。ただ単に新規就農として入れれば良いというわけではないので、今後のことまで話し合いをした中で申請をしているのかというところをお聞きします。

吉田主事

御質問ありがとうございます。申請番号 6 の方についてですが、専業か兼業かといった御質問に対しては、兼業農家としてやっていきたいということです。兼業なので、今は拡大せずにこの面積でやりたいとのこと。先ほどの説明と繰り返しになりますが、祖母が農業をされており、支援は受けられると聞いております。まだ行政との関連というところまでは、話し合われてはいません。

No.3 安野 検一農業委員

申請番号 4 の方は、どこかに入られて農業をするのでしょうか。

No.17 巻口 夏美農業委員

現在は従業員なので、いずれは経営を申請者へ譲る時が来るかと思うのですが、新規就農をしておけば、いろんな話も来ますし、そういったこともあって新規就農という形をとったと聞いています。

議長

ほかに御意見御質問はありませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 4 から 8、10 から 12 の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請番号 4 から 8、10 から 12 までの案件を許可処分と決定いたします。

先ほど申し上げましたとおり、申請番号 9 については、継続案件として次回以降の総会で審議させていただきます。

議長

続いて、「議第 2 号 農地法第 3 条の許可を要する農地の買受適格証明願について」、事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書 3 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 3 条の許可を要する農地の買受適格証明願について、御説明いたします。申請事由は、すべて柏崎土地改良区の公売に参加のためです。

申請番号 1 南条地内、16 筆、田、計 7,761 m²。

申請番号 2 中田地内、3 筆、田、計 3,895 m²。

申請番号 3 中田地内、3 筆、田、計 2,378 m²。

申請番号 4 中田地内、田、253 m²。

申請番号 5 中田地内、田、671 m²。

申請番号 6 中田地内、田、1,447 m²。

以上の案件につきまして、申請者が最高価買受人となった場合には、所有権を移転するため第 3 条の規定による許可申請書が提出されることから、付帯決議としまして、「買受適格証明書の交付を受けたものが最高価買受人となり、農地法第 3 条の許可申請書を提出した場合、農業委員会の会長は買受適格証明書を交付した時点と事情が相違していない場合に限り、許可しても差し支えないものとする。」として、会長の専決許可を付すものとさせていただきます。

審査結果一覧表の 2 ページを御覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を証明発行処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を証明発行処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 安田地内、田、396 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、渡人の孫である受人が、使用貸借権の設定により、申請地を一般

個人住宅の敷地として利用するものです。

申請番号 2 若葉町地内、田、177 m²。貸住宅敷地の拡張。第 3 種でございます。

譲受人につきましては、今後、申請地に隣接する住宅及び敷地を取得し、貸住宅として他者に貸し出す予定ですが、敷地内に駐車スペース等の余裕がないことから、敷地を拡張し、申請地を駐車スペース、通路及び庭として利用するものです。

申請番号 3 長崎地内、田、519 m²。駐車場の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、受人は富山県に本店を置く法人で、クレーン車のリース及び運転操作を主な事業としております。本市では申請地の隣接地に事務所が置かれ、敷地内は従業員の自家用車や業務用車両の駐車場、重機の駐機場などとして利用されています。受人は、事業拡大に伴い従業員の増員を予定しておりますが、現在の駐車場ではスペースが不足していることから、賃借権を設定して既存駐車場に隣接する申請地を借り受け、従業員の自家用車及び業務用車両の駐車場として利用することとしています。なお、申請地には既存の駐車場の乗入れから進入し、既存の駐車場を通過して出入りする計画ですが、申請地と既存の駐車場の間には市が所有し、柏崎土地改良区が管理している排水路があります。土地利用計画では、この水路を横断する通路を新たに設置する計画となっており、このことについては、水路機能の確保や通路幅 10m 以下といった内容を条件として、市及び柏崎土地改良区の了解を得ています。

申請番号 4 西長島地内、6 筆、田、計 1,646.9 m²。送電線鉄塔建替工事に伴う工事用地のための一時転用。第 1 種及び農業振興地域における農用地区域でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第４号 令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

議第４号 令和５年農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、御説明申し上げます。議案書５ページを御覧ください。

この公表につきましては、昨年度設定いたしました「令和５年度最適化活動の目標設定等」の実施状況に関して公表するものです。一昨年度から、農林水産省経営局長通知に基づき取り組みが求められてきたものです。

内容といたしまして、それぞれの目標に対する実績を記載しております。議案書７ページに、１、最適化活動の成果目標として、（１）農地の集積、（２）遊休農地の発生防止・解消を。８ページに（３）新規の参入の促進を。９ページに、２、最適化活動の活動目標、（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標、（２）活動強化月間の設定を。１０ページに（３）新規参入相談会への参加が掲げられております。以上の項目に関する実績を踏まえ、国の通知に基づきあてはめた「目標の達成状況（の評語）」は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

また、「推進委員等の点検・評価結果」ですが、御覧の内訳となります。これは、昨年度の委員の皆様から御提出いただきました活動記録簿から導き出したものです。その内容・詳細は、本日お手元に配付をいたしました、委員さんのそれぞれのお名前が入っております「令和５年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」のとおりであります。

この結果の算出に当たりましては、「１人当たりの活動日数」の実績が大きな比重を占めることとなっています。令和６年度は「１人当たりの活動日数」を月１０日としているところです。引き続きまして積極的な活動と、大変御面倒をお掛けしておりますが、活動記録簿への御記入を、遠慮をなさらずに漏れなくお願いをする次第です。

なお、この公表に当たりましては、内容について新潟県及び新潟県農業会議の指摘・指導がなされることもあることから、修正する必要がある場合には、その対応については、会長及び職務代理者に御一任くださいますようお願いいたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第４号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第４号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「報第１号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料について」、事務局の報告を求めます。

和田主任

報第１号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料について、御説明いたします。議案書 12 ページを御覧ください。農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て 7 月 1 日に新たな耕作者へ権利の移転がされるものでございます。

以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの報告を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。報第１号の報告を終了します。

議長

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

（事務局からその他事項）

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午前 10 時 55 分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____